

平成 2 7 年 第 1 3 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 7 年 7 月 1 4 日（火）午後 4 時

場 所：教育委員会室

教育長	白 井 正三郎
教育長職務代理者	石 井 正 治
委員	上 野 操
委員	松 原 秀 成
委員	尾 上 郁 子

事務局	教育推進課長	柴 田 靖 弘
	学務課長	住 田 雅 一
	指導室長兼教育研究所長	稻 垣 達 也
	学校施設担当課長	佐 藤 弥 栄
	統括指導主事	中 山 兼 一

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	飯 田 常 雄

	開 会 時 刻 午後4時
石井教育長職務代理者	進行させていただきます。定例会の開催に先立ちまして、事務局から経過報告をお願いいたします。
柴田教育推進課長	報告をさせていただきます。松原秀成委員におかれましては、6月26日の江戸川区議会本会議において教育委員の任命同意を得ております。 また、7月6日付で区長から教育委員任命の辞令交付を受けましたので、ご報告をいたします。よろしくお願いいたします。
教育長職務代理者 松原委員	それでは、ここで松原委員から就任のご挨拶をお願いしたいと思います。  改めてお世話になります、松原でございます。 今、柴田課長からありましたように、7月6日の日に辞令をいただきまして、7日(火)にご挨拶をさせていただきました。微力ですけども、皆さんと一体となって子どもたちのために頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
教育長職務代理者	ありがとうございました。 それでは、ただいまから平成27年第13回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は3名の方から傍聴のお申し出がございますが、許可してよろしいでしょうか。  〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教育長職務代理者	それでは傍聴人の方の入室を許可いたします。  〔傍聴人入室〕
教育長職務代理者	日程第1、署名委員を決定します。上野委員と尾上委員にお願いします。 続いて日程第2、議案の審議にまいります。 はじめに第38号議案、議席の決定についてを議題とします。議席については私が指定したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

教育長職務代理者	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。それでは、私から議席を指定いたします。 松原委員の議席は、ただいまお座りの3番に決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
教育長職務代理者	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。松原委員の議席は3番に決定いたします。 続いて第39号議案、江戸川区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部改正についてを議題といたします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>第39号議案、江戸川区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部改正についてでございます。お手元に新旧対照表をお配りしております。</p> <p>赤い字で示させていただいています左側の新でございますけれども、第20条第1号におきまして、保育所等における保育の利用という規定でございます。旧は保育所における保育の実施という規定でございました。保育所等ということでの改正でございます。</p> <p>今回の、この改正につきましては、平成27年4月1日から育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の第4条の2、第1項第1号等におきまして、保育所における保育の実施という文言が、子ども・子育て支援法等の改正を受けまして、保育所等における保育の利用と改正されました。育児、それから介護休業法施行規則における当該条文につきましては公務員には適用されませんが、特別区における育児休業制度と類似制度であるということから、今回、子ども・子育て支援新制度の趣旨にのっとりまして、文言を合わせる形で規定をさせていただくものであります。</p> <p>ちなみに江戸川区の職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正をする規則という規則の中で、同じように7月10日付で改正をされております。また合わせまして、江戸川区の非常勤職員に関する規則、この規則も同様に改正をされております。</p> <p>この保育所から保育所等に改正することによりまして、認定こども園が家庭的保育事業等も含まれることになったというものでございます。この改正に合わせまして、江戸川区教育委員会非常勤規則も合わせて改正をさせてい</p>

	<p>ただくというものでございます。</p> <p>施行期日でございますが、新旧対照表の2ページ目にございます施行期日等、この規則は公布の日から施行し、この規則による改正後の江戸川区教育委員会非常勤職員に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用するというものでございます。こちらも江戸川区の職員の規則と同様に、規定をさせていただくというものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長職務代理者	<p>ただいまのご説明に関しまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。</p>
上野委員	<p>最後のほうの付則のほうですけど、施行期日というのは、具体的に何日になるわけですか。</p>
教育推進課長	<p>この施行期日につきましては公布の日ということになりますけれども、適用されるのは4月1日。</p>
上野委員	<p>そうすると公布の日は、いつになるのですか。</p>
教育推進課長	<p>公布は、明日、15日を予定しております。</p>
上野委員	<p>そうすると、それに基づいて規則が、規則の規定は平成27年4月1日から適用するというのですが、遡及しますね、そのところを少し説明しておいたほうがいいのではないですか。</p>
教育推進課長	<p>公布自体は本日の、この議決を受けまして、明日公布をさせていただきますけれども、あくまでも、その規定の、今回の規則改正の内容の適用については、4月1日までさかのぼって適用されるというものになります。よろしいでしょうか。</p>
上野委員	<p>はい。</p>
教育長職務代理者	<p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>他になければ、第39号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>

教育長職務代理者	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて第40号議案、江戸川区立学校の通学区域に関する規則の一部改正についてを議題といたします。内容について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>江戸川区立学校の通学区域に関する規則の一部改正についてでございます。お手元に新旧対照表をお配りしてございます。</p> <p>本件につきましては、平成28年4月28日、第8回教育委員会の中で第27号議案、江戸川区立学校設置条例の一部改正のときに議論をいただきましたけれども、この中での統合によりまして、平井第二小学校を廃止し、平井南小学校と統合する。また清新第二小学校、清新第三小学校を廃止して、統合新校として清新ふたば小学校を設置するといった条例の改正を行っていただきました。</p> <p>これに伴いまして、それぞれの学区域を、ここで変更するというものでございます。新旧対照表をごらんいただきますと、別表に書かれてございます右手側に旧とありますけれども、平井第二小学校、それから通学区域として平井三丁目5番、五丁目1番から19番、六丁目1番から17番、23番。この部分を削除。そして、統合しました平井南小学校の旧のほうで申し上げます、通学区域三丁目1番から4番、6番から13番の部分につきましては、新たに三丁目全域、そして五丁目1番から19番、六丁目1番から17番、23番。こういう形での規定の整備。</p> <p>それから、清新第二小学校の清新町二丁目全域の部分进行削りまして、裏面をごらんいただきまして、清新第三小学校、清新一丁目1番から2番、これを削りまして、新たに清新ふたば小学校、清新町一丁目1番から2番、二丁目全域と、このように規定を改正するものであります。</p> <p>なお、付則にも規定させていただきましたが、この規則は平成28年4月1日から施行をするというものでございます。</p> <p>本件については、以上でございます。</p>
教育長職務代理者	<p>ただいまのご説明に関しまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>
上野委員	<p>これの公布は、明日ですか。</p>

教育推進課長	公布は同じく本日議決をいただいて、明日。
上野委員	それで施行は、来年の4月。
教育長職務代理者	ここで出てきました清新ふたば小学校という名前ですが、もうこれは区議会で通ったということによろしゅうございましょうか。
教育推進課長	先の第2回区議会定例会で議決をいただいておりますので、これは、もう決定をしたということでございます。
教育長職務代理者	ということは、これは区民の皆様はすべからく知り得るということでしょうか。
教育推進課長	議会での決定でございますので、その旨をもってお伝えをしているというところでございます。
上野委員	正式には公布をされて、一般の人たちに知れるということなのではないでしょうか、施行は4月1日。だから一般の方々は公布された後、こういう言葉を使っても差し支えない。
住田学務課長	先週の土曜日の7月11日ですけれども、清新第三小学校と平井第二小学校において、教育委員会で清新二小と清新三小の保護者と、それから来年1年生に上がる子どもの保護者の方を対象に説明会を開いてきまして、こちらの議会で清新ふたば小学校ということが正式に決まりましたというような報告もさせていただいているところであります。
教育長職務代理者	他、いかがでしょうか、よろしゅうございましょうか。  〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教育長職務代理者	それでは他になれば、第40号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長職務代理者	<p>それでは原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて第41号議案、江戸川区立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてを議題といたします。内容について、事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>第41号議案、江戸川区立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてでございます。お手元に新旧対照表をおつけさせていただいております。</p> <p>今回の改正の主なものでございます、2ページ目をお開けください。2ページ目中段の新しいほうでございまして、課長代理という規定が真ん中にございます。括弧書きでございまして、これが、これまでは課長補佐等ということで職名が記載されておりました。旧の職名で申し上げますと、第10条の3、小・中学校に課長補佐を置くことができる。第2項としまして小・中学校に主査を置くことができる。第3項で小・中学校に次席を置くことができるという規定が第10条の3でございました。</p> <p>これにつきまして、新たに規定をされました小中学校に課長代理を置くことができる。職名の変更でございます。これは東京都教育委員会の、東京都立学校の事務職員等の職名に関する規則の改正がございまして、この4月から東京都の公立学校では、このような職名に変更がされております。</p> <p>これに伴いまして、この江戸川区の公立学校につきましても、この事務職員の職名を、このようにそろえるものでございます。それが主な改正点でございます。</p> <p>今申し上げました10条の3の後に10条の4といたしまして、ここでは旧の規定では、課長補佐は上司の命を受け、担任の事務を処理し、上司を補佐するという規定がございまして、2号以降も、主査は上司の命を受け担任の事務を処理する。次席は上司の命を受け担任の事務を処理する。第4号では、前3項に定める職員以外のこととございまして、このたびは課長代理に統一をされましたので、第10条の4は課長代理は上司の命を受け、係の事務又は担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、上司を補佐し、係の事務又は担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもって上司に報告するものとするというふうに改正をされました。2項、3項は削除、そして新たに第2項として、前項に定めるというような改正でございます。</p> <p>その他の改正、1ページ目からございまして、第2章、小学校及び中学校の上から4行目に記載がございまして、この章を立てまし</p>

	<p>て、まず第3条の部分では学期につきましての規定であります。2行目に第29条の規定に基づく小学校及び中学校（以下小中学校という）の学期は次のとおりということで、規定をさせていただいております。これまでは、その規定がございませんでしたので、ここに改めて規定をさせていただいて、わかりやすい表示に変えたというものでございます。</p> <p>続く第3条の2につきましても、小中学校のという一言を追加させていただいております。</p> <p>続いて2ページ目の第5条につきましても、ここでは、もう既に以下というような規定はございましたので、ここでは小中学校ということに改めさせていただいております。</p> <p>続いて一番下の部分であります第11条の3、第2項につきましては次にということで、この後に各号が、1号から3号まで3ページ目に記載をさせていただいておりますが、各号にという部分を削らせていただいて、次に掲げる事項ということでの文言整備をさせていただきました。</p> <p>続いて3ページ目、同じく第14条につきましても、次の各号のという文言を次のということで改めさせていただいております。第3章の幼稚園につきましても、これまでと同様に、今までは幼稚園のという文言は入っておりませんでしたけれども、ここで、わかりやすいように幼稚園のという言葉、文言を入れさせていただいております。同じく第22条の2、一番下の行も同様の内容でございます。</p> <p>最後に4ページ目の一番下、この付則といたしまして、この規則は公布の日から施行をするということでございます。先ほど来お話のございましたとおり、ご決定をいただきまして、公布したときからの施行ということでございます。東京都は27年4月1日から施行ということでの改正でございましたが、江戸川区としてはさかのぼることはなしに、ここで施行とさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。</p>
教育長職務代理人	<p>ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問はいかがでしょうか。</p>
上野委員	<p>質問いいですか、結局10条の3のところ、旧が課長補佐、主査、次席という職名がありましたね、それがなくなって、課長代理1本になったと理解していいのですか。</p>
教育推進課長	<p>そのとおりでございます。</p>

上野委員	そして課長代理が補佐や主査や次席が担っていた権限を、全て課長代理に収められたということでしょうか。
教育推進課長	<p>実は職の職責も含めまして、大きな改正が行われたということになります。例えば課長、それから係長、補佐、主査とはありますけれども、これを一つにしてしまう、課長代理という職だけです。ですので何というのでしょうか、それまで上下があったものが一つになってしまうという解釈でございます。</p> <p>実は私ども区長部局の職員につきましても、今23区の中で、そういう検討がされております。これは係長職については、例えば総括係長、それから係長、主査、これを一つにまとめて課長代理というようなことも検討されているということは聞いております。</p>
上野委員	質問なんですけど、ということは、要するに改正の意味は、これは合理性ということでしょうか。
教育推進課長	組織も含めまして、今までは何々係長という形であったわけですが、これが課長代理という一本化をされることによりまして、何々係ということではなくなる。組織自体、課長代理として何々を担当する課長代理というような形に変わっていくということの検討も、合わせてされているというふうに聞いております。
尾上委員	副校長先生との、要するに職務というか役割の違いというのは、その辺は、どういふのでしょうか。
教育推進課長	こちらは事務職員の職でございます。学校事務職員。
教育長職務代理者	新しいほうで上司という言葉が出ているのですが、これは、では課長代理ごとに上司が異なってくるという意味合いになるわけでしょうか。
教育推進課長	これまでの旧規定の中にもございますけれども、第10条の3、上司の命を受けとって、この部分は変わっておりません。新しいほうでも上司の命を受けということでは変わっておりません。

教育長職務代理者	ちなみに学校の事務ということ考えた場合に、その場合の上司というのは誰になるのでしょうか。
教育推進課長	校長であり副校長であります。
松原委員	ということは解釈なのですが、いわゆる主査が学校で事務になった場合には、これが適用されるということでしょうか。
教育推進課長	主査も課長代理ということですよ。
教育長職務代理者	少し突っ込んだというか、現実的なところでお聞きしたいのですが、それまでは給与体系が違っていった人たちが課長代理ということで、言ってみれば横一列になるわけですが、そこら辺の、それまでの俸給というのは、今度はどういうふうに反映させていくということになるのでしょうか。
教育推進課長	公務員の給与体系としまして、何号級という段階があります。例えば課長補佐、それから主査、それから次席というような段階があります。その中に、また、その経験年数によりまして何号というような段階があります。この職の分けを一つにして、その中の号級の中で今までのものを横づけをする、そういう考え方になりますので、給料が下がるとか、そういうことではありません。
教育長職務代理者	そうすると突っ込んだところもう少しいいですが、そうすると、むしろこれまでより上がりぐあいはよくなっていくという、そういう理解でよろしいでしょうか。
教育推進課長	その点も大きく変わることはありません。これまでと同じでございます。
教育長職務代理者	ありがとうございます。 その他、いかがでしょうか。 他になければ、第41号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
教育長職務代理者	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教育長職務代理者	それでは、原案のとおり決定いたします。

理者	<p>続いて第42号議案、江戸川区登録文化財の保持団体の認定解除及び登録解除についてを議題といたします。内容について、事務局から説明をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>第42号議案、江戸川区登録文化財の保持団体の認定解除及び登録解除についてでございます。お手元に平成27年6月15日付で、江戸川区文化財保護審議会会長鷹野氏より、江戸川区教育委員会教育長白井正三郎殿宛てということで、登録文化財の保持団体の認定解除及び登録解除についての答申の写しをお配りさせていただいております。</p> <p>これにつきましては平成27年6月15日付で教育委員会から諮問をされたものにつきまして、この登録文化財の、この件については保護審議会で審議がされました。その結果、その諮問にありますとおり、この解除について答申が出されたものであります。</p> <p>案件でございますけれども、ここに2ページ目以降に別紙として記載させていただきました、3点ございます。大杉の念仏講、それから2点目が別紙2として椿の庚申講、それから3点目、葛西の大師まいりでございます。</p> <p>これにつきまして先般、5月26日の教育委員会で諮問というような議決をいただきまして、その後、6月15日に文化財保護審議会で諮って、その議論の結果ということでございます。諮問の際に、内容についてはお話をさせていただいたと思いますが、そのときのものが、お手元にお配りしたとおりの別紙1、2、3の中に書かせていただきました。このような諮問のとおり、審議会からの答申が届いているということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長職務代理者	<p>ありがとうございます。</p> <p>何かご意見、ご質問、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長職務代理者	<p>それでは、第42号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長職務代理者	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続いて日程第3、教育関係事務報告にまいります。</p>

	<p>はじめに、教育委員会後援名義の使用承認についての報告にまいります。それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>江戸川区教育委員会後援名義等の使用申請の一覧を、お手元にお配りしてございます。教育推進課で1件でございます。</p> <p>行事名は、第43回江戸川区吹奏楽連盟定期演奏会でございます。教育委員会の後援名義につきましては、38回目を迎えております。申請者は江戸川区吹奏楽連盟理事長。事業の目的、概要でございますが、区内における吹奏楽の振興、音楽文化の向上を目指し、区内吹奏楽団体が一堂に会しての演奏会を行う。出演団体の予定でございますが、17団体。昨年はこの中で中学校は5校出演をしているということでございます。実施日時は平成27年9月13日(日)、12時より文化センター大ホールにおきまして実施をするというものでございます。事業の対象の範囲でございますが、一般区民でございます。経費徴収等はありません、入場無料でございます。賞状、それから副賞等もございません。こちらについては、以上でございます。</p>
教育長職務代理者	<p>ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問いかがでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>お手元には今回の企画書と、それから昨年のチラシの写しを参考までにおつけさせていただいております。</p>
教育長職務代理者	<p>ありがとうございます。ご意見など、いかがでしょうか。</p>
上野委員	<p>出演予定団体17団体と書いてあるのですが、昨年度、中学校が出演と書いてありますね、今年度も大体中学校も予定されているのですか。</p>
教育推進課長	<p>この吹奏楽連盟に加盟をしている団体さんの中で、やはり中学校の方がいらっしゃる。その加盟団体が、出席を予定しているという。</p>
上野委員	<p>中学校とは限らないですね。</p>
教育推進課長	<p>中学校だけではありません、一般も。高校の参加もあります。</p>
上野委員	<p>右のほうには事業の対象と範囲と書いて、一般区民と書いてあるのですが、これは出演するほうと一般区民と書いてあるほうは、これ入場するほうとの</p>

	違いなのですか。
教育推進課長	出演団体の方々も、お申し込みを受けて出演を募ることもあります。また一般の区民の方が無料で、その中にお客様として入っていただけるという意味での一般区民と、そういう規定でございます。
尾上委員	区内における吹奏楽の振興とありますけれども、これはメンバーは、江戸川区内に在住している人とは限らないことでしょうか。
教育推進課長	参加の方ですけれども、昨年の実績を見せていただきますと、特にどこからということの規定はされていないということでございますが。ただ、江戸川区の吹奏楽連盟、それから音楽協議会が主催、共演となっておりますので、区外からというのはちょっと確認はできません。
松原委員	今思い出したのですが、去年、私も参加させてもらったのですが、結構大勢来ていましたよね。
上野委員	43回もやっているわけだからね、心配はないと思います。
教育長職務代理者	他、いかがでしょうか。 他になれば、ただいまの報告事項を了承したいと思います。 続いて教職員の人事についての報告にまいります。この報告事項は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。
教育長職務代理者	〔賛成者挙手〕 賛成多数と認めます。 これより会議は秘密会となります。傍聴の方は一旦ご退席願います。なお、秘密会終了後の再入室は可能でございます。
教育長職務代理者	〔秘密会により報告〕 お待たせいたしました。

理者	<p>続いて、「日曜」不登校相談のお知らせの報告にまいります。          それでは、事務局から説明お願いいたします。</p>
指 導 室 長	<p>「日曜」不登校相談のお知らせについてご報告いたします。1枚めくっていただきまして、各小・中学校への通知文がお手元にあるかと思えます。「日曜」不登校相談のお知らせでございます。9月27日と2月21日のいずれも日曜日9時から16時までグリーンパレスの教育相談室におきまして、日ごろ平日相談ができない保護者、教員等を対象といたしまして、日曜日の相談を受けつけるというものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長職務代理者	<p>ただいまのご説明といたしまして、ご意見、ご質問いかがでしょうか。</p>
指 導 室 長	<p>もう一枚、2枚目にチラシを付けさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
松 原 委 員	<p>ありがとうございます。本当に、1回の相談時間がおおむね80分ということ、すばらしいなというふうに思っています。ぜひ、毎年なんですけれども、不登校、本区は非常に多いわけでありまして、ぜひ校長先生から親御さんのほうに啓発をしていただいて、できるだけ相談に行っていたきたいなと、こんなふうに思っております。</p>
教育長職務代理者	<p>私からお伺いしたいんですが、このチラシそのものは、それぞれの学校に配布される。配布された学校は不登校気味のお子様のいらっしゃるご家庭に適宜配布してくださっていると、そういうことですね。</p>
指 導 室 長	<p>はい。</p>
教育長職務代理者	<p>他、いかがでしょうか。</p>
尾 上 委 員	<p>普通の日には電話相談とまたこういう相談室というのはあったと思いますけれども、日曜日やるということで、なるべく大勢の方に来ていただきたいとは思っていらっしゃると思いますけれども、その辺はどのようなお考えで実施でしょうか。</p>

指 導 室 長	「日曜」不登校相談は、平成21年度から毎年2回ずつ実施しております。それで、1回5件から6件程度。要は、5名から6名程度の相談があります。
尾 上 委 員	ありがとうございました。
松 原 委 員	ちょっといいですか。実は、日常的にはスクールカウンセラーが週1回8時間勤務していますよね。ですから、先生方は自校に来るカウンセラーに結構相談をなさっているんですよね。
指 導 室 長	教職員もスクールカウンセラーに相談したり、特に日曜相談でなくても区のグリーンパレス等の教育相談にいつでも相談できます。ただ、多忙な中、日曜日であったらゆっくり相談できるということもあって、選択肢の一つとして、教職員にも開いているというところでございます。
教育長職務代 理者	その他、いかがでしょうか。  〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教育長職務代 理者	他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 続いて、いじめ電話相談についての報告にまいります。 それでは、事務局から説明をお願いいたします。
指 導 室 長	いじめ電話相談、平成27年6月分について、ご報告いたします。別紙、ごらんください。5月、6月の電話相談で、いじめに関することはゼロ件でございましたが、6月に1件、小学校3年生の保護者のお母様から相談がありました。相談内容については、友達関係の中で言葉によるいじめの相談でございます。以上でございます。
教育長職務代 理者	何か、ご質問、ご意見ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。
上 野 委 員	また、いじめになぞらえて聞くんですけれども、江戸川区内でもあれですか、生徒と担任、教師との間に、こういうことに関するお互いの連絡手帳みたいなものはあるんですか。

指導室長	<p>全校で実施しているかどうかまで確認しておりませんが、多くの学校でさまざまな形で子どもたちと教員が連絡し合えるようなものがあるかと思えます。</p> <p>また、いじめ対策ということで、年3回いじめに関するアンケートを行っています。それから、日常的にいじめ対策委員会というものを江戸川区内の小・中学校全ての学校に対策委員会を設置しております。対策委員会というのは毎週1回であるとか、定期的に開催をして、全校のいじめも含めて、名前はいじめ対策委員会なんですが、いじめも含めて子どもたちの様子について、情報を共有するシステムがございます。</p>
教育長職務代理者	<p>ちょっと補足になるんですが、小学校だけではなくて、中学校でもそういう種類の生徒が書いた記録、先生にコメントをもらってというようなことが多分多くの、あるいはほとんどの中学校でやられているかと存じます。</p>
尾上委員	<p>いろいろなことがあっても要するに形骸化しているということがやっぱり一番の盲点だなと思うんです。ですから、真剣に取り組んでいただきたいし、またこの機会に見直しをしっかりとしてほしいなと希望いたします。</p>
上野委員	<p>生徒個人のそういう連絡手帳みたいなものは常時毎日といってもいいぐらいやってもいいわけでしょう、やっているわけでしょう。ところが、先ほど出たアンケートというのは、全生徒に対してアンケートなんですよ。</p>
指導室長	<p>そうです。</p>
上野委員	<p>そうすると、そのアンケートの中に例えばAという子がいじめられているとすると、自分自身もいじめられているとアンケート書いてあったりですね。それ以外の友達もA君がいじめられているよということをアンケートに書いてくれるわけですね。だから、ある意味では、機能は違うと思うんですよ。それは年3回でいいのか、もっと多くやったほうがいいのかどうかは別問題として、直ちに徹底的に着手しなくちゃいけませんよね。</p>
教育長職務代理者	<p>他、いかがでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

教育長職務代 理者	<p>他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。</p> <p>以上をもちまして、平成27年第13回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでございました。</p> <p>閉会時刻 午後5時15分</p>
--------------	--